

農用地土壌汚染防止法施行状況の公表 環境省



The Knights

環境省は平成 17 年度に行われた農用地土壌汚染防止法に基づく対策地域の指定、常時監視及び土壌汚染対策事業の状況を 18 年 12 月 8 日までにまとめ、公表しました。環境省では農林水産省とともに「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づいて、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止することを目的とした各般の対策を講じています。

今回、特定有害物質について以下の「指定要件」、

- (1) 農用地で生産される玄米中のカドミウム濃度がキログラムあたり 1 ミリグラム以上(著しい可能性含む)
- (2) 土壌中の銅濃度がキログラムあたり 125 ミリグラム以上
- (3) 土壌中の砒素濃度がキログラムあたり 15 ミリグラム以上

のいずれかに該当し、都道府県知事が指定した地域を「農用地土壌汚染対策地域」としていますが、17 年度には新たに指定された地域、対策計画策定を行った地域はなく、対策が完了したとして指定解除を行った地域もありませんでした。

また、土壌汚染のおそれのある農用地で汚染の広がりと程度を把握するために実施している「細密調査」、対策地域内とその周辺で、農作物や周辺環境汚染、地質状況を把握するために実施している「対策地域調査」、地域指定解除地域で再汚染の有無を確認するための「解除地域調査」のいずれにおいても、基準値以上の汚染は見つかりませんでした。

この結果、「農用地土壌汚染対策地域」の「指定要件」以上の汚染が明らかになった地域の累計面積 7327 ヘクタールに対し、「対策地域」として指定された地域の累計面積は 69 地域 6376 ヘクタール、対策事業完了地域は 6386 ヘクタール(87.2%)、指定解除地域は 52 地域、指定地域として現存している地域は 17 地域となりました。

当社では農用地の特定有害物質分析に限らず、土壌汚染対策法をはじめとする各種土壌分析に実績があります。土壌分析に関することでしたら、ぜひ一度ご相談ください。

資料 2006 年 12 月 8 日付 EIC ネット

環境省 HP 報道発表資料

機器分析箇所 有賀久枝